

「総合的な防災力の向上に関する調査等業務」の調達について公告する。

平成29年7月28日

寒川町長 木村俊雄

## 総合的な防災力の向上に関する調査等業務の 受託者を募集します（公募型プロポーザル方式）

### 1 業務概要

- (1) 件名 総合的な防災力の向上に関する調査等業務
- (2) 内容 総合的な防災力の向上に関する調査等業務仕様書のとおり
- (3) 期間 契約の日から平成30年2月16日まで。
- (4) 委託上限額 金7,927,200 円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (5) 支払方法 実績報告書の提出を受けた後に支払う。

### 2 参加要件

このプロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件をすべて満たしていなくてはならない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 公告日から契約日までの間、寒川町の指名停止を受けていないこと。
- (3) かながわ電子入札共同システムで寒川町に登録があること。
- (4) 過去5年間（平成24年度～28年度）において、国・地方公共団体による類似した調査・分析業務の実績を有すること。

### 3 選定スケジュール

#### (1) 質問受付期間

平成29年7月31日（月曜日）9時00分から平成29年8月3日（木曜日）17時00分まで

#### (2) 質問回答

平成29年8月4日（金曜日）までに回答

#### (3) 参加申し込み受付期間

平成29年7月31日（月曜日）9時00分から平成29年8月7日（月曜日）17時00分まで

#### (4) 参加承認通知

平成29年8月8日（火曜日）までに通知

#### (5) 企画提案書等受付期間

平成29年8月9日（水曜日）9時00分から平成29年8月18日（金曜日）17時00分まで

#### (6) 書類審査結果通知

平成29年8月22日（火曜日）までに通知

#### (7) プレゼンテーション

平成29年8月24日（木曜日）9時30分から開始予定

(8) 審査結果通知

平成29年8月29日(火曜日)17時00分までに通知

※上記の日程は、都合により変更する場合がある。

4 資料の配付機関及び配付場所

配布期間 平成29年7月31日(月曜日)から8月7日(月曜日)まで

配布場所 寒川町ウェブサイトまたは寒川町消防本部消防総務課(消防庁舎2階)

5 担当部署

担当者 寒川町消防本部消防総務課総務担当 濁川英明・嶺 八千代

住所 〒253-0106 神奈川県高座郡寒川町宮山396 番地

電話 0467-75-8001 (直通)

ファクシミリ 0467-75-8080

E メール syoubou@town.samukawa.kanagawa.jp

ホームページ <http://www.town.samukawa.kanagawa.jp/>

## **総合的な防災力の向上に関する調査等業務 公募型プロポーザル 実施要領**

地方公共団体において直面する人口減少や高齢化などの社会環境の変化を背景とした「災害の多様化」等に的確に対応していくため、効率的な消防組織の確立・運営を基盤に、必要な「総合的な防災力」の確保が求められている。

寒川町及び茅ヶ崎市においても、1市1町のさらなる消防力の向上並びに住民サービスの向上を目指した取り組みを進めるにあたり、スケールメリットを生かした「消防の広域化」や消防の広域化の対象外である非常備消防（消防団等）や防災分野を含めた総合的な防災体制の構築に向けた調査検討を円滑に遂行することを目的として、必要な知識、経験、技術等の支援を受けるため、本業務を受託する事業者を選定する手続を以下のとおり定める。

### **1 業務概要**

- (1) 件名 総合的な防災力の向上に関する調査等業務
- (2) 内容 総合的な防災力の向上に関する調査等業務仕様書のとおり
- (3) 期間 契約の日から平成30年2月16日まで
- (4) 委託上限額 金7,927,200円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (5) 支払方法 委託事業報告書の提出を受けた後に支払う。

### **2 参加要件**

このプロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件をすべて満たしていません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 公告日から契約日までの間、寒川町の指名停止を受けていないこと。
- (3) かながわ電子入札共同システムで寒川町に登録があること。
- (4) 過去5年間（平成24年度～28年度）において、国・地方公共団体による類似した調査・分析業務の実績を有すること。

### **3 選定スケジュール**

#### (1) 質問受付期間

平成29年7月31日（月曜日）9時00分から平成29年8月3日（木曜日）17時00分まで

#### (2) 質問回答

平成29年8月4日（金曜日）までに回答

#### (3) 参加申し込み受付期間

平成29年7月31日（月曜日）9時00分から平成29年8月7日（月曜日）17時00分まで

#### (4) 参加承認通知

平成29年8月8日（火曜日）までに通知

(5) 企画提案書等受付期間

平成 29 年 8 月 9 日(水曜日)9 時 00 分から平成 29 年 8 月 18 日(金曜日)17 時 00 分まで

(6) 書類審査結果通知

平成 29 年 8 月 22 日(火曜日)までに通知

(7) プレゼンテーション

平成 29 年 8 月 24 日(木曜日)9 時 30 分から開始予定

(8) 審査結果通知

平成 29 年 8 月 29 日(火曜日)17 時 00 分までに通知

※上記の日程は、都合により変更する場合がある。

#### 4 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

平成 29 年 7 月 31 日(月曜日)から平成 29 年 8 月 3 日(木曜日)17 時 00 分まで(必着)

(2) 提出方法

質問書(様式 1)により、担当部署宛に電子メールにて提出すること。

件名:「プロポーザル(総合的な防災力)に関する質問(事業者名)」とすること。

(3) 質問の回答

平成 29 年 8 月 4 日(金曜日)までに、各質問参加者からの質問及びその回答の全てを、寒川町ウェブサイトにて公開する。

#### 5 参加申し込み及び参加の辞退

(1) 受付期間

平成 29 年 7 月 31 日(月曜日)から平成 29 年 8 月 7 日(月曜日)17 時 00 分まで(必着)

(2) 提出方法

プロポーザル参加申込書(様式 2)と業務実績書(様式 3)に必要事項を記入し、電子メールにて提出すること。

件名:「プロポーザル(総合的な防災力)参加申込(事業者名)」とすること。

(3) 参加承認

ア 本プロポーザルの参加承認の可否は、平成 29 年 8 月 8 日(火曜日)までに電子メールで通知する。

イ 寒川町の承認を受けない限り、本プロポーザルには参加できない。なお、必要書類を提出したにもかかわらず、8 月 8 日(火曜日)16 時 00 分までに連絡がない場合は、同日 17 時 00 分までに担当部署あてに電話確認すること。

(4) 参加辞退

参加者等は、プロポーザル参加辞退届(様式 6)の提出により、いつでも本プロポーザルの参加を辞退することができる。

## 6 企画提案書等の作成及び提出

### (1) 提案件名

『総合的な防災力の向上に関する調査等業務企画提案』

### (2) 提案内容

ア 企画提案書 仕様書に基づき評価基準書を踏まえたうえで、企画提案書を作成すること。

イ 見積書 様式は任意とする。消費税込みの価格で記載すること。

### (3) 提出要領

ア 提出書類 プロポーザル届出書（様式 4）、企画提案書、見積書、業務工程表、業務実施体制調書（様式 5）、会社概要（パンフレット等で可）。

イ 提出部数 紙媒体 12 部（様式 4、見積書は 1 部、また企画提案書のみ電子媒体でも 1 部）

ウ 提出場所 寒川町消防庁舎 2 階 消防本部消防総務課総務担当

エ 提出日時 平成 29 年 8 月 18 日（金曜日）17 時 00 分まで（必着）

オ 提出方法 郵送もしくは持参（いずれも提出日時必着のこと）

カ 提案様式 指定しない。ただし、A4 サイズ 15 枚以内とする（表裏 30 頁、表紙含む）

キ 提案費用 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

ク その他 提出期限以降における書類の追加、修正、差し替え及び再提出は原則認めない。

## 7 企画提案書の内容説明（プレゼンテーション）

### (1) 実施日時

平成 29 年 8 月 24 日（木曜日）9 時 30 分から開始予定

（詳細は 8 月 22 日（火曜日）までに別途通知）

### (2) 実施場所

寒川町役場本庁舎 2 階 災害対策本部室（大）

### (3) 出席者

3 名以内とし、業務実施体制調書（様式 5）に記載のいずれかの者が企画提案書の説明を行う。

## 8 審査概要

### (1) 書類審査

参加者数が 3 社を超えた場合は企画提案書等の内容を別紙評価基準書により書類審査し、上位 3 社を選定する。選定結果は、平成 29 年 8 月 22 日（火曜日）17 時 00 分までに電子メールにて通知する。

### (2) プレゼンテーション

プレゼンテーションは最大 3 社が行うものとし、企画提案書等により提案説明を行う。

説明時間は 30 分程度とし、その後質疑応答を行う。

### (3) 審査

提出された企画提案書の説明内容や見積書を基に評価基準書により審査を行い、最も評価点の高い者を第一優先交渉権者とする。

- ア 優先交渉権者の選定にあたり、評価点が同点の者が 2 以上あるときの対応
- (ア) 提案者それぞれの評価点が同じで、見積価格が異なる場合、見積価格が低い者を上位とする。
- (イ) 提案者それぞれの評価点及び見積価格が同じ場合、くじ引きにより順位を決定する。くじ引きの実施日時、場所等については別途連絡を行う。なお、くじを引かない者があるときは、寒川町職員が代わってくじを引き順位を決定する。
- イ 有効な提案者が 1 社のみのときは、評価点が 60 点以上であり、寒川町が適正な提案と判断する場合は、第一交渉権者とする。
- (4) 審査結果の通知、公表  
選定結果については、平成 29 年 8 月 29 日(火曜日)17 時 00 分までに電子メールにて通知する。また、寒川町ウェブサイト上でも公開する。なお、選定理由等についての問い合わせには応じない。
- (5) 評価の対象外となるもの
- ア 見積価格が委託上限額を上回る場合。
- イ 企画提案書等に虚偽の記載が判明した場合。

## 9 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 企画提案書等が提出期限を過ぎ提出された場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 会社更生法等の適用を申請する等、契約の履行が困難と認められるに至った場合。
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (5) 寒川町暴力団排除条例（平成 23 年寒川町条例第 11 号。以下「条例」という。）及び神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）に基づく排除対象として、次のいずれかに該当する場合。

ア 暴力団員等（条例 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団経営支配法人等（条例第 2 条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。以下同じ。）と認められたとき。

イ 神奈川県暴力団排除条例第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反したと認められたとき。

ウ 暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき（法人にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき）。
- (6) 企画提案書で必須項目を 1 つでも満たしていない場合。

## 10 契約

企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び金額は、寒川町との協議で決定する。なお、優先交渉者との交渉が不調に終わった場合、次点とされた者と交渉する場合がある。

## 11 その他

- (1) 提出書類は返却しない。ただし、提出書類を提出者に無断で他の業務に使用しない。
- (2) 寒川町情報公開条例に基づく開示請求があった場合、本プロポーザルに関する全ての文書(作成文書及び参加者提出文書)は、原則として開示の対象文書となる。ただし、事業を営むうえで、競争上の利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があるため、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により表記すること。
- (3) 審査結果に対する異議申し立ては認めない。

## 12 担当部署

担当者 寒川町消防本部消防総務課総務担当 濁川英明・嶺 八千代

住所 〒253-0106 神奈川県高座郡寒川町宮山 396 番地

電話 0467-75-8001 (直通)

ファクシミリ 0467-75-8080

Eメール syoubou@town.samukawa.kanagawa.jp

ホームページ <http://www.town.samukawa.kanagawa.jp/>



# 総合的な防災力の向上に関する調査等業務仕様書

## 1. 業務名

総合的な防災力の向上に関する調査等業務

## 2. 業務の目的

現在、国においては消防の人員及び設備の高度化・最適化を図ることを目的として消防の広域化を推進している。特に三大都市圏においては消防の広域化を通じた総合的な防災力の向上が求められている。しかしながら、消防の広域化の進捗については圏域ごとにばらつきが見受けられ、必ずしも消防の広域化が円滑に進捗しているという状況ではないと考えられる。防災力の強化と住民サービスの向上を図ることを目的として消防の広域化を検討しており、スムーズに消防の広域化を果たすにあたっての阻害要因を把握し、課題を認識したうえで課題に対する解決策を検討しながら進めることが必要であると認識している。そこで、消防の広域化の検討を進めるにあたり、より実効性の高い調査研究結果を得るため、業務の分析、先進事例などの調査、関係者への意向調査などを行い、その結果を踏まえて取組を進めるために、専門的な見地からの調査・分析を委託するものである。

## 3. 業務内容

別添の新たな広域連携促進事業提案書等を踏まえ、以下の各項目について調査・研究を行う。

(1) 基礎調査

- ① 制度動向の把握
- ② 現状分析
- ③ 課題整理
- ④ 将来予測

(2) 9つの検討項目についての調査・研究

- ① 消防の広域化の方式におけるメリット・デメリットの研究
- ② 各項目の具体的な課題の抽出
- ③ 課題解決に向けた方策の研究
- ④ 客観的な経費負担及び財政シミュレーション
- ⑤ 各項目における先進事例の調査・研究

(3) 非常備消防や防災分野を含めた調査・研究

- ① 消防団との連携
- ② 総合的な防災力向上のための防災部門との連携

- ③行政界における消防水利の調査研究
- (4) 消防広域化の住民広報の検討
- ①誰もが理解しやすい情報提供のための資料作成
- (5) 他地域への活用可能性の検討

#### **4. 業務委託契約期間**

契約締結の日から平成30年2月16日まで

(ただし、成果品の納品日は平成30年1月31日までとすること。)

#### **5. 成果品**

提出する成果物は以下のとおりである。また、電子化情報（報告書及びバックデータ）は、全て編集可能な状態で納品すること。なお、提出期限は平成30年1月31日までとする。

- (1) 総合的な防災力の向上に関する調査等業務報告書（正副5部）
- (2) 総合的な防災力の向上に関する調査等業務報告書電子データほか一式（CD-R）

#### **6. 権利関係**

- (1) 成果物の所有権及び全てのツールの著作権など、一切の権利は寒川町に帰属するものとする。
- (2) 成果物に第3者が権利を有する著作権が含まれている場合は、寒川町が特に使用を指示した場合を除き、当該著作物の使用に必要な費用負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを受託者が行うこととする。また、この場合、受託者は当該契約の内容について事前に寒川町の承認を得ること。

#### **7. その他**

- (1) 本仕様書に記載なき事項及び疑義が生じた場合は、速やかに寒川町と受託者で協議の上、解決にあたり、円滑に業務を遂行するものとする。
- (2) 寒川町からの質疑にはできる限り迅速に回答すること。
- (3) 本業務の実施にあたっては、関係法令等を遵守すること。
- (4) 受託者は、受託業務に関して知り得た個人情報及び機密情報を他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、または解除された後も同様とする。

(様式1)

## 質 問 票

平成 年 月 日

(あて先) 寒 川 町 長

(提出者) 住 所  
電 話 番 号  
事 業 者 名  
代 表 者 (役 職 ・ 氏 名)

総合的な防災力の向上に関する調査等業務について、次の事項を質問します。

質 問 の 内 容	
担 当 者 名	

注1：質問受付期間は、平成29年7月31日（月曜日）から平成29年8月3日（木曜日）17時00分までです。

注2：この様式を添付ファイルとして、下記メールアドレスあてに送信してください。

注3：質問に対する回答は、8月4日（金曜日）までに、寒川町ウェブサイト上で公開します。

- |  |
|--|
| <p>○送信先メールアドレス: syoubou@town.samukawa.kanagawa.jp<br/>(担当部局 寒川町消防本部消防総務課総務担当)</p> <p>○メールの標題<br/>「プロポーザル（総合的な防災力）に関する質問（事業者名）」</p> |
|--|

(様式2)

## プロポーザル参加申込書

(あて先) 寒川町長

総合的な防災力の向上に関する調査等業務公募型プロポーザルについて、様式3を添えて申し込みます。

平成 年 月 日

事業者名		
所在地	〒	
代表者		
担当部署		
連絡先	T E L	
	F A X	
	E - m a i l	
	担当者名	
会社概要	設 立	
	資 本 金	
	従業員数	
	HPアドレス	

注1：申込期間は平成29年7月31日（月曜日）から平成29年8月7日（月曜日）の17時00分までです。

注2：この様式を添付ファイルとして、下記メールアドレスあてに送信してください。

注3：プロポーザルの参加承認の可否連絡は、8月8日（火曜日）までに電子メールで行います。

注4：寒川町の承認を受けない限り、本プロポーザルには参加できません。

○送信先メールアドレス：syoubou@town.samukawa.kanagawa.jp

(担当部局 寒川町消防本部消防総務課総務担当)

○メールの標題

「プロポーザル（総合的な防災力）参加申込（事業者名）」

(様式3) (総合的な防災力)

## 業務実績書

事業者名 \_\_\_\_\_

### 【業務の実績】

※ 国・地方公共団体等による類似した調査・分析業務の実績

※ 平成29年度すでに受託している業務についても本様式にご記入願います。

業務名	発注者	実施時期	契約金額	業務の概要

※記入欄が不足する場合には、適宜複写して作成してください。

※様式2と併せて下記メールアドレスあてに送信してください。

○送信先メールアドレス: syoubou@town.samukawa.kanagawa.jp  
(担当部局 寒川町消防本部消防総務課総務担当)

(様式4)

総合的な防災力の向上に関する調査等業務  
公募型プロポーザル届出書

平成 年 月 日

(あて先) 寒 川 町 長

(提出者) 住 所

電話番号

事業者名

代 表 者 (役職・氏名)

印

総合的な防災力の向上に関する調査等業務公募型プロポーザル実施要領に基づき、次のとおり企画書等の関係書類を提出します。

**【提出書類】**

1. プロポーザル届出書 (本様式)
2. 企画提案書 (任意様式)
3. 見積書 (任意様式)
4. 業務工程表 (任意様式)
5. 業務実施体制調書 (様式5)
6. 会社概要 (パンフレット等で可)
7. その他 ( )

(様式5) (総合的な防災力)

### 業務実施体制調書

事業者名 \_\_\_\_\_

役割	氏名・所属・役職	略歴・主な関連業務実績等	担当する業務
責任者	(氏名)  (所属・役職)	(略歴)  (専門分野)  (関連業務実績・資格・スキル等)	
担当者	(氏名)  (所属・役職)	(略歴)  (専門分野)  (関連業務実績・資格・スキル等)	
担当者	(氏名)  (所属・役職)	(略歴)  (専門分野)  (関連業務実績・資格・スキル等)	
担当者	(氏名)  (所属・役職)	(略歴)  (専門分野)  (関連業務実績・資格・スキル等)	
担当者	(氏名)  (所属・役職)	(略歴)  (専門分野)  (関連業務実績・資格・スキル等)	

※必要に応じて行を追加してください。

(様式6)

総合的な防災力の向上に関する調査等業務  
公募型プロポーザル参加辞退届

平成 年 月 日

(あて先) 寒 川 町 長

(提出者) 住 所

電話番号

事業者名

代 表 者 (役職・氏名)

印

総合的な防災力の向上に関する調査等業務公募型プロポーザルの参加を辞退します。

【辞退理由】



評価基準書(総合的な防災力)

評価項目	配点	係数	評価点
<b>1 基本要件</b>			
(1) 業務の理解度及び見積額	10	× 1	10
<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の目的、趣旨を十分に踏まえた提案がなされているか。</li> <li>・見積額が委託上限以内であり、積算内訳が妥当であるか。</li> </ul>			
(2) 応募者の確実性	10	× 1	10
<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去に調査業務の実績があり、事業を遂行するための専門知識・経験・技術等の活用を期待できるか。</li> <li>・経験豊富で専門知識を有した者の十分な配置など、適切な実施体制がとられ、業務を円滑かつ着実に遂行できる運営体制がとられているか。</li> <li>・発注者(寒川町)との業務分担や連携について明確であるか、円滑に進められるか。</li> <li>・スケジュール計画は適切か。</li> </ul>			
<b>2 企画・提案内容</b>			
(1) 基礎調査	10	× 1	10
<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度動向の把握など、適切に実施できる提案となっているか。</li> <li>・現状分析及び今後の課題整理が可能な提案となっているか。</li> <li>・人口や財政状況、消防需要などの将来予測やその影響についての考え方、分析手法に関する推計手法は的確か。</li> </ul>			
(2) 非常備消防や防災分野も含めた消防広域化の可能性の調査研究	10	× 3	30
<ul style="list-style-type: none"> <li>・着眼点、分析力、考察力が優れているか。</li> <li>・調査手法は、具体的かつ明確な提案となっているか。</li> <li>・提案では図表やイメージ等を効果的に使用し、説得力があり、分かりやすいか。</li> <li>・寒川町及び茅ヶ崎市の地域特性を理解し、「強み」「弱み」「課題」等を的確に捉える提案となっているか。</li> <li>・消防の広域化のあるべき姿の検討及び新たな広域連携の可能性調査が客観的に実施できる提案となっているか。</li> <li>・住民の安全安心を最優先に考えた提案となっているか。</li> </ul>			
(3) 消防広域化における具体的な課題の抽出と解決策の調査研究	10	× 3	30
<ul style="list-style-type: none"> <li>・着眼点、分析力、考察力が優れているか。</li> <li>・調査手法は、具体的かつ明確な提案となっているか。</li> <li>・将来予測やその影響についての財政試算について客観的に実施可能か。</li> <li>・提案では図表やイメージ等を効果的に使用し、説得力があり、分かりやすいか。</li> <li>・寒川町及び茅ヶ崎市の地域特性を理解し、「強み」「弱み」「課題」等を的確に捉える提案となっているか。</li> <li>・消防の広域化のあるべき姿の検討及び課題に対する解決策の検討、財政試算が客観的に実施できる提案となっているか。</li> <li>・住民の安全安心を最優先に考えた提案となっているか。</li> </ul>			
(3) 総合的判断	10	× 1	10
<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案内容について、説得力があり、分かりやすいか。</li> <li>・仕様書に示した内容以外の独自の提案や創意工夫のある優れた提案がなされている。</li> <li>・消防の広域化について誰もが理解しやすい住民広報を見据えた提案となっているか。</li> <li>・他自治体への先進事例となり、消防広域化の全国展開に寄与する提案となっているか。</li> </ul>			
合計			
			100

新たな広域連携促進事業  
提案書

促進事業の種類	(3) 三大都市圏における水平的・相互補完的、双務的な役割分担の取組
---------	------------------------------------

事業	
事業概要	<p>住民の安全安心なまちづくりを目指し、総務省消防庁において消防の広域化を推進しております。</p> <p>本調査研究では、単に常備消防のみの広域化にとどまらず、消防と防災の円滑な連携体制等の構築について調査研究をするとともに、消防団等非常備消防や防災分野も含めた広域連携の可能性調査を通じて、総合的な防災力の提供体制の構築に向け、その方策について検討を進めます。</p> <p>また、寒川町・茅ヶ崎市を一つの圏域と捉えた消防力の適正配置のあり方も含めた研究も並行して進めます。</p> <p>なお、本調査研究内容は、全国的にも同様のケースが存在しており、調査結果は全国的な市町村の先進事例となるため、消防広域化の全国展開に向け、高い効果が見込まれます。</p>
事業費	
実施期間	平成29年6月～平成30年2月

提案者	
団体名	寒川町／茅ヶ崎市
団体住所	神奈川県高座郡寒川町宮山165/神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
団体責任者の職・氏名	寒川町長 木村 俊雄／茅ヶ崎市長 服部 信明

提案者連絡先	
担当者の所属	寒川町消防本部消防総務課
担当者の職・氏名	課長 甲 和洋
電話番号	0467-75-8001
FAX番号	0467-75-8080
電子メールアドレス	syoubou@town.samukawa.lg.jp【官公庁間専用】 syoubou@town.samukawa.kanagawa.jp

- ※ 促進事業の種類については、「(1) 連携中枢都市圏形成を目指す圏域における取組」、「(2) 都道府県と市区町村との連携に向けた取組」、「(3) 三大都市圏における水平的・相互補完的、双務的な役割分担の取組」のうち、該当するものを記載すること。
- ※ 複数団体で連携して提案を行う場合は、提案者については、1つの提案書にまとめて記載し、提案者連絡先については、代表団体の連絡先を記載すること。

1 今回提案する事業について

(1) 事業の目的及び内容について

<p>目的</p>	<p>地方公共団体においては、直面する人口減少や高齢化などの社会環境の変化を背景とした「災害の多様化」等に的確に対応していくため、効率的な消防組織の確立・運営を基盤に、必要な「総合的な防災力」の確保が求められています。</p> <p>特に高齢者数の増加による救急事案への対応、首都直下型地震等への備えなど、消防組織自体の強化のみならず防災部門との連携強化は、人口密集地を多く抱える三大都市圏においては喫緊の課題といえます。</p> <p>「消防の広域化」については、総務省消防庁においても積極的な推進の方向性が示されており、消防体制の整備・確立については、スケールメリットを活かした広域化による新たな消防組織を構築し、持続可能な消防行政を確立していくことが必要であると考えています。</p> <p>このような状況の中、総合的な防災力の向上には、「消防の広域化」が有効な手段ですが、常備消防のみの統合にとどまらず、非常備消防（消防団等）や防災分野を含めた総合的な防災の体制構築が必要です。</p> <p>寒川町及び茅ヶ崎市においては、1市1町のさらなる消防力の向上並びに住民サービスの向上を目指し、現在、両市町における「消防の広域化」の検討を進めておりますが、その実現には広域化の手法（事務の委託・一部事務組合等）や消防職員の任用、非常備消防との連携、財源の確保など、解決すべき様々な課題も多く残されています。</p> <p>これらの課題は、全国の各自治体、特に広域化が進んでいない三大都市圏の各自治体が広域化への取り組みを進めるにあたって、解決していかなければならない共通した課題であることから、それら課題の抽出とその課題解決に向けた方策について調査研究を実施し、整理していくことで、今後の円滑な消防の広域化の全国展開に資するものと考えております。</p>																		
<p>事業内容</p>	<p>現在、消防の広域化の業務からは、対象外とされている「非常備消防」や「防災業務」など、住民にとっては、消防と一体と思われる関連業務を含む広域化の可能性や課題整理なども併せて調査研究を実施します。</p> <p>消防の広域化が両市町にとってメリットがある取り組みであると考えため、平成28年4月から「茅ヶ崎市・寒川町の消防広域化検討委員会」を立ち上げ、総務省消防庁の「消防広域化マニュアル」に基づき、次の9項目の検討を重ねています。</p> <table border="1" data-bbox="395 1715 1366 2018"> <thead> <tr> <th colspan="2">検討項目</th> <th>検討内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>消防広域化の方式</td> <td>消防広域化の方式（一部事務組合方式・事務委託方式等）</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>スケジュール</td> <td>消防広域化を進めるためのスケジュール</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>組織</td> <td>効率的な組織体制の構築（体制・署所・部隊等）</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>勤務体制</td> <td>消防広域化後の隔日勤務の勤務体制</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>職員の任用</td> <td>統一的な身分の取扱（任用の在り方、退手の違い）</td> </tr> </tbody> </table>	検討項目		検討内容	1	消防広域化の方式	消防広域化の方式（一部事務組合方式・事務委託方式等）	2	スケジュール	消防広域化を進めるためのスケジュール	3	組織	効率的な組織体制の構築（体制・署所・部隊等）	4	勤務体制	消防広域化後の隔日勤務の勤務体制	5	職員の任用	統一的な身分の取扱（任用の在り方、退手の違い）
検討項目		検討内容																	
1	消防広域化の方式	消防広域化の方式（一部事務組合方式・事務委託方式等）																	
2	スケジュール	消防広域化を進めるためのスケジュール																	
3	組織	効率的な組織体制の構築（体制・署所・部隊等）																	
4	勤務体制	消防広域化後の隔日勤務の勤務体制																	
5	職員の任用	統一的な身分の取扱（任用の在り方、退手の違い）																	

6	職員の処遇	職員処遇の合わせ方（給与・階級・貸与品等）
7	車両更新	活用していく車両又は廃止していく車両等
8	経費負担	経費負担及び財政シミュレーション
9	関係部局との連携	消防広域化後の消防団及び防災部門等との連携

また、両市町を一つの圏域と捉えた研究の中で、効率的な組織体制を構築するため、消防力の適正配置調査を実施します。

本事業において、消防広域化マニュアルに基づく各項目の具体的な課題やその解決方策、また、各解決方策のメリット、デメリットの洗い出し等について調査研究を実施し、寒川町・茅ヶ崎市の円滑な連携による広域化を確立し、さらには、今後取り組みを目指している全国の自治体への道標としていきます。

## （２）連携事業の新規性

### 【三大都市圏における状況】

三大都市圏の状況を独自調査した結果、大阪府では、消防広域化が進んでいるものの、それ以外の都府県は、進んでいない状況といえます。

大阪府以外の都府県で消防広域化が進んでいない理由は、様々ありますが、特に消防を広域化する際、消防職員の身分統一を図るため、統合される新たな消防本部で職員を任用することとなりますが、この任用の在り方や処遇（昇給昇格等）のすり合わせ方、制度（退職手当の原資等）の違いの解消が大きな課題となっています。

### 【新規性① 非常備消防等も含めた新たな消防広域化の可能性調査】

#### ～消防広域化の対象外業務(非常備消防、防災等)を含めた消防広域化の可能性調査～

現在、総務省消防庁が示す消防の広域化の業務からは対象外とされている「非常備消防」や「防災業務」などは、市町村が実施すべき分野となりますが、消防と一体となって業務を実施することで、効率的で効果的な事業が期待できます。これらの業務を含めた「総合的な防災力」の構築のため、防災等の分野も含めた消防広域化の可能性やメリット、デメリットを併せて調査研究を実施します。

本調査研究を通じて先進的な取組事例を示すことにより、今後、消防広域化を検討する全国の自治体（特に三大都市圏）の参考となるものと考えております。

### 【新規性② 職員の処遇をはじめ、消防広域化の具体的な課題抽出と解決方策の提示】

総務省消防庁が進める消防広域化の大きな課題として消防職員の処遇の問題があります。消防職員は部隊での活動を基本とし、同僚に自分の命を預ける業務で、同じ部隊の隊員が強固な信頼関係のもと相互に協力し合うことで、より適切な現場活動が可能となります。

仮に、消防広域化により職員の身分統一が図れなかった場合、職員同士の軋轢が生じ、現場活動に支障が生じる可能性については否定できないため、消防広域化を行うにあたり、消防職員の身分の統一は重要な要素です。

そのような状況の中、寒川町と茅ヶ崎市は、退職手当組合の加入団体と未加入団体で

あるため、広域化に際しては、その方策として事務委託又は一部事務組合等の手法を検討することとなります。

本調査研究においては、これらの職員の身分統一の問題を始め、前述の事業内容で示した9つの検討項目について、具体的な課題抽出とそれらの課題の解決方策を示すことで、消防広域化を推進する自治体の道標となり、消防広域化の全国展開（特に三大都市圏）に寄与するものと考えております。

※ 当該事業が従来行われていない取組であり、新たな広域連携としての新規性が高く、先駆的な事業であるか（特に連携中枢都市を核とする圏域における取組については、圏域全体の経済成長をけん引する先駆的な事業であるか）。

当該地方公共団体において、当該事業を連携して行うことで単独で実施するよりも高い効果が見込まれるものであるか。

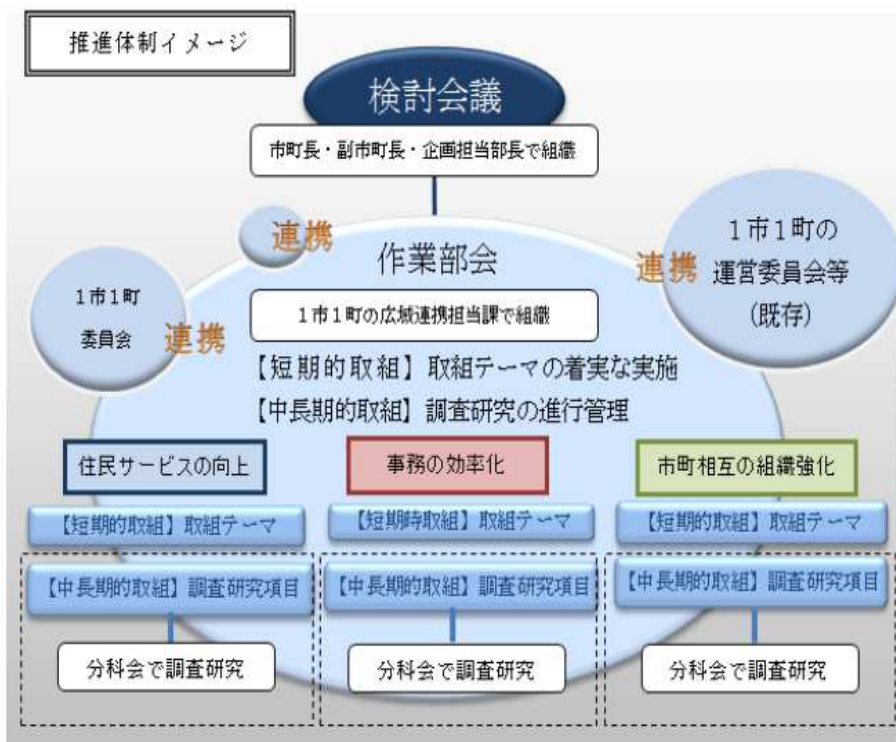
また、新たな広域連携の全国展開に向け、他の地域でも実施することが可能な手法で、同様の高い効果が見込まれるような事業であるかについて説明すること。

### （3）関係者との連携体制の構築状況

寒川町及び茅ヶ崎市は、平成元年12月に締結した広域連携に関する協定書を締結し、ごみの広域処理などの取り組みを進めてきました。平成24年11月には、広域連携の取り組みのさらなる推進のため、「茅ヶ崎市・寒川町広域連携検討会議」を設置し、平成26年3月には「茅ヶ崎市・寒川町広域連携施策推進計画書」を策定し、「住民サービスの向上」「事務の効率化」「市町相互の組織強化」に市町で連携して取り組んでいます。

また、新たな取組テーマに係る調査研究についても、本検討会議の中に分科会を設置しており、連携協約締結に向けた行政間での検討体制は既に構築しています。

#### ■ 茅ヶ崎市・寒川町広域連携施策検討体制



両市町は、平成 25 年に消防指令の共同運用の協定を締結し、準備期間を経て平成 28 年 2 月から共同運用を開始しています。出動指令を担う部署が共同運用していることにより、消防組織としては、今後、消防広域化へ移行しやすい状況であります。

また、平成 28 年 4 月には消防広域化に特化した「茅ヶ崎市及び寒川町の消防広域化検討委員会」を設置し、作業部会（平成 28 年度：29 回実施）及び検討委員会（平成 28 年度：5 回実施）を開催するとともに、検討結果については、両市町の市町長等で組織する「茅ヶ崎市・寒川町広域連携検討会議」に随時報告する中で情報共有を行っています。

※ 新たな広域連携に向けた、関係地方公共団体との連携体制の構築状況について、記載すること。

なお、連携中枢都市を核とする圏域における取組については、圏域内外の産学金官民の関係者（近隣市町村・地元企業など）との連携予定についても、記載すること。

※ 連携協約等に規定予定の取組を試行的に一部実施する場合には、事業を遂行するための人員体制、実施場所、各主体の役割等について、フローチャートなどの図を用いて、あわせて記載すること。

## 2 権限移譲

特になし

※ 提案する取組を進めるに当たって権限移譲についても検討を行う場合には、その内容を記載すること。

# 寒川町・茅ヶ崎市 新たな広域連携促進事業概要



関係地方公共団体		
提案市区町村：寒川町、	48,089人、	13.42km <sup>2</sup>
連携市区町村：茅ヶ崎市、	239,891人、	35.76km <sup>2</sup>

関係地方公共団体の特長	
	○通勤通学圏、経済活動等、住民の地域的な結びつきが強だけでなく、医師会の区域、都市計画区域、警察署の管轄区域等も共通している。○消防指令の共同運用を平成28年2月から運用開始している。○人口減少社会における持続可能な消防行政の確立が課題である。

提案概要	事業見積額(千円)
「①非常備消防や防災分野も含めた消防広域化の可能性調査」及び「②職員の処遇をはじめ、消防広域化における具体的な課題の抽出と解決策の検討」、「③消防力の適正配置等」の調査研究を通じて、総合的な防災力向上を含めた消防広域化を目指します。	

## 主な取組

### ①総合的な防災力向上の課題解決に向けた調査等

現在、消防の広域化の業務からは、対象外とされている「非常備消防」や「防災業務」などは、消防と一体となって業務を実施することで、効率的で効果的な事業が展開できます。

本事業において、これらを調査研究することで、今後消防広域化を推進する全国の自治体にとって、さらに効率的で効果的な消防広域化に向け、高い効果が見込まれます。

### ②職員の処遇をはじめ、消防広域化の具体的な課題抽出と解決策の提示

本事業において、これらの職員の処遇を始め、本提案書の事業内容で示した9つの検討項目について、具体的な課題抽出とそれらの課題の解決策を示すことで、消防広域化を推進する自治体の道標となり、消防広域化の全国展開に向け、高い効果が見込まれます。

### 消防関連業務における検討項目の主な課題等

検討項目	主な課題等
広域化の方式	消防広域化の方式の比較検討
スケジュール	消防広域化の具体的なスケジュール
組織	効率的な組織体制の構築
勤務体制	広域化後の勤務体制
職員の任用	統一的な身分(任用、退職手当)
職員の処遇	消防職員の身分統一方法
車両更新	活用する車両と廃止する車両の精査
経費負担	両市町の財政負担の長期的展望
関係部局との連携	消防団や防災部門等との連携

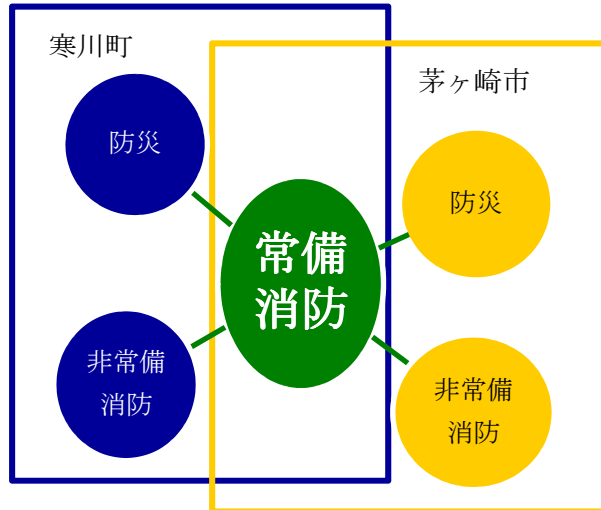
# 新規性① 新たな消防広域化のスキーム

～消防広域化の対象外業務(非常備消防、防災等)を含めた消防広域化の可能性調査～

## ■内容

消防庁発行の消防広域化マニュアルにおいて、広域化の対象外とされている「非常備消防」業務や「防災」業務を含んだ一体的な広域化のスキーム構築の可能性を模索し、今後の消防広域化のあり方を研究

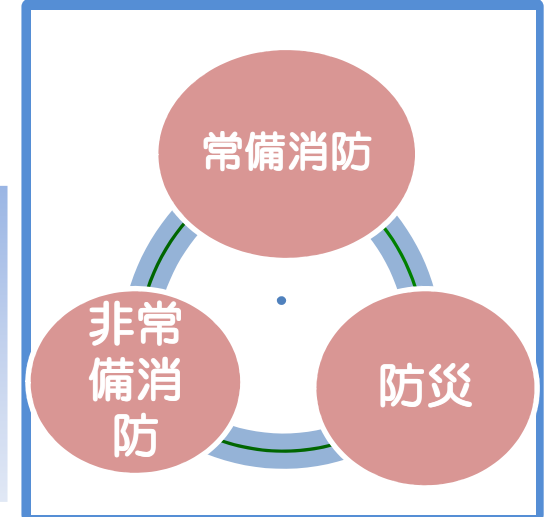
### 【現在の広域化スキーム】



可能性調査

- 広域化実施団体の非常備消防及び防災業務の現状と課題
- 対象外とされる背景と課題
- 一体的広域化の効率性・有効性・実現性の検証
- 一体的広域化の実現に向けて など

### 【新たな広域化スキーム】



新たな広域化スキームのあり方の提唱

消防広域化の全国展開の促進



## 新規性② 具体的な課題解決のための実践版マニュアル構築

～消防の広域化における具体的な課題解決方策等を調査し、体系的に提示～

### ■内容

消防広域化の各検討項目に対する具体的な取組手法の選択肢や、それらのメリット等を体系的に整理

#### 消防の広域化マニュアル

検討項目
①消防広域化の方式
②スケジュール
③組織
④勤務態勢
⑤職員の任用
⑥職員の処遇
⑦車両更新
⑧経費負担
⑨関係部局との連携

手 法
①一部事務組合方式
②事務委託方式
③その他の方式

メリット	デメリット
➤ □□□□□□□□	➤ □□□□□□□□
➤ □□□□□□□□	➤ □□□□□□□□
➤ □□□□□□□□	➤ □□□□□□□□
選択することが有効と考えられる地域特性など	
➤ □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	
➤ □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	
➤ □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	

今後取り組みを進める全国の自治体へ、より具体的な手法等を示すことで検討における事務負担を軽減

消防広域化の全国展開の促進